

家庭裁判所 ～国民の家庭生活に身近な裁判所～



家庭裁判所では、離婚や子どもの養育、離れて暮らす親子の交流、更には児童虐待や成年後見などの福祉領域にも関わる問題まで幅広く扱う「家事事件」と、非行のあった少年の状況を調査した上で処分を決定する「少年事件」を取り扱っています。家庭裁判所では、法律による解決をする場合においても、家庭問題の解決や少年の更生のために、事件の背後にある家族・少年一人ひとりの心理や人間関係、生活環境などを考慮することが求められます。

家庭裁判所調査官は 家庭裁判所全体の運営を支えています

家庭裁判所調査官としての経験を生かしながら、裁判部門を支える司法行政部門（人事・総務・会計）において企画立案等の業務を行うなど、裁判所全体の運営にも加わります。

少年事件においては、少年の再非行防止に有効と考えられる教育的な働き掛けのプログラムを検討し

たり、児童相談所、少年鑑別所、保護観察所、少年院等の関係機関との連携が充実するような方策を検討したりして、少年審判手続全体がより良く機能するための方策の企画立案等に携わります。

家事事件においては、法律の改正、社会情勢や国民意識の変化などに合わせて、家事事件の調査事務の在り方を見直したり、国民にとって利用しやすい家事調停・家事審判を目指した家庭裁判所全体の処理態勢の在り方を検討したりします。

充実した研修制度 ～一歩先へ進むために～



裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）に合格し、家庭裁判所調査官補として採用されると、全員が裁判所職員総合研修所に入所し、行動科学等の理論や技法、法律等の専門的な知識を身につけます。

また、採用庁における約1年間の実務修習も含めて、約2年間にわたる充実した研修を経て、家庭裁判所調査官に任官します。

さらに、家庭裁判所調査官に任官してからも、職場でのOJTだけでなく、経験や役職に応じた様々な研修が実施されており、より高い専門性を身につけていくことができます。

家庭裁判所調査官養成課程のプロセス

前期合同研修 採用1年目5月～7月

家庭裁判所調査官補として、家事事件・少年事件の修習を行うために必要となる法律の基礎知識、行動科学等の理論、面接技法などを学習します。

カリキュラムの例

- 法律
民法、刑法、家事事件手続法、少年法
- 行動科学
心理学、教育学、家族社会学、社会福祉学
- 調査実務・演習
家事事件調査実務、少年事件調査実務 など

実務修習 採用1年目7月～採用2年目9月

採用庁において、指導担当者による指導のもと、当事者、少年・保護者との面接や関係機関との連絡、報告書の作成などを実践しつつ学びます。

● 修習態勢

3人でグループを形成し、調査の進め方や調査結果について、グループ討議により検討します。家事事件と少年事件を6か月半ずつ担当します。

後期合同研修 採用2年目9月～翌3月

実務修習での経験を踏まえ、法律の知識、行動科学の理論、面接技法などを一層深め、プロフェッショナルにふさわしい専門性を磨くことになります。そして、後期合同研修を修了すると、家庭裁判所調査官として任官し、実務につきます。

カリキュラムの例

- 法律
民法・家事事件手続法演習、刑法・少年法演習
- 行動科学
犯罪社会学、家族力動、精神医学
- 実務演習
面接技法演習、事例研究 など

家庭裁判所調査官に なってからも専門性を より向上させるために 日々研鑽を重ねています

チームでの切磋琢磨

家庭裁判所調査官同士で活発に意見交換を行うとともに、裁判官や裁判所書記官とも頻繁にカンファレンスを行っています。



充実した研修

各家庭裁判所で工夫した研修を実施しています。また、裁判所職員総合研修所における多種多様な研修、研究会にも参加します。



採用試験（裁判所職員 総合職（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒者区分）の詳細に関しては、別冊子「裁判所採用案内」または裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>）または裁判所フェイスブックをご覧ください。



裁判所職員採用試験

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(令和3年10月)